

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 初診料（歯科）の注1に掲げる基準
- 歯科外来診療感染対策加算1
- 歯科訪問診療料の注13に規定する基準
- CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 前歯部の金属歯冠修復に使用する金合金又は白金加金の支給
(前歯部金属) 第2号 徴収開始年月日：令和2年9月2日
金属の種類 1歯当たりの価格
01:金合金 77,000
02:白金加金 77,000
- 金属床による総義歯の提供
(金属総義歯) 第106号 徴収開始年月日：平成19年7月1日
金属 その他金属 上顎 下顎
02:金 200,000 150,000
03:コバルト 100,000 100,000
- う蝕に罹患している患者の指導管理
(う蝕管理) 第73号 徴収開始年月日：平成12年7月1日
継続管理種類 価格
01:フッ化物局所 500

(2024年11月1日時点)